

- 3.** 東日本大震災に係る被災地の復旧復興を支援するとともに、被災者への支援を継続的に行うこと。とりわけ、府内避難者については、その要望も踏まえつつ、住宅・就学・就労など生活全般にわたるきめ細やかな支援を継続すること。
- 4.** 夏祭り等、露店が出店される多目的集会においては、露店等の火器取り扱いの安全対策の強化を図り、併せて、国へ関係法令の改正等を求めること。
- 5.** 京丹後市のTPY-2レーダーの配備については、地元住民の声をよく聞き、治安、環境整備など懸念される諸課題について、国と連携し、不安解消に努めること。
- 6.** 災害対策の充実・強化をさらに図ること。
 - ①** 地域防災計画の見直しにあたっては、各市町村と連携を図りつつ、災害時要援護者対策を、より一層強化すること。
 - ②** 避難所における災害備蓄を拡充するとともに、通信インフラ等整備による情報収集・発信体制の確保、バリアフリー化、福祉避難所の整備を図るなど、防災機能の強化に取り組むこと。
 - ③** 災害時における事業継続を定める事業継続計画(BCP)に関し、中小・小規模事業者の策定が進むよう、関係団体とも連携を図りながら、その推進に取り組むこと。
 - ④** 災害ボランティアへの支援策を強化し、災害現場での活動が円滑に進むシステムの構築により一層取り組むこと。
 - ⑤** 大規模災害発生後の稼働が求められている被災者支援システムについては、国市町村と連携を図りながら早急に構築すること。
 - ⑥** 防災会議をはじめとする防災に係る協議体への女性の参画を促進し、防災・減災対策により一層女性の視点を反映すること。
 - ⑦** 災害発生時の帰宅困難者対策や観光客対応については、事業者・市町村と連携を図りながら、その体制整備に努めること。
 - ⑧** 土砂災害防止対策としてメンテナンス費用や景観の観点からも、可能な場所は土砂擁壁も導入すること。
 - ⑨** 災害時における情報収集の一元化、タイムラグの解消、多様な情報発信を行うなど、国・市町村、メディア等と連携を図りつつ、府民が生命を守るために避難行動に資する情報提供を行うこと。
 - ⑩** 避難勧告や避難指示の発令に関して、府として検証を行い、市町村の判断を尊重しながら、より精度の高いものを構築すること。
 - ⑪** 避難場所の設定は地震災害、広域的な洪水、局地的な洪水にそれぞれ対応できるよう、市町村のハザードマップ作りに協力すること。

- 7.** 暴力団対策については、暴力団排除条例にもとづき、一般住民及び関係業者が犯罪に巻き込まれないよう、強力に推進すること。
- 8.** 官庁や重要インフラ事業者などを標的とするサイバー攻撃に対しては、サイバーテロ対策協議会等による情報共有、緊急対処訓練などを行い、万全の備えを図ること。
- 9.** 振り込め詐欺や金融商品詐欺等の特殊詐欺対策においては、特に被害が顕著な高齢者に対する啓発や相談体制を強化するとともに、摘発検挙に努めること。
- 10.** 少年犯罪の凶悪化、集団化に対し、徹底検挙をめざして体制の強化を図るとともに環境浄化に取り組むなど、少年対策を加速させること。また、非行少年の立ち直りを支援するための施策を拡充すること。
- 11.** ストーカーやDV事案に対しては、被害者の安全確保を最優先として迅速に対応するとともに、警察署の所轄に捉われない広域的な対応を図るなど、その対策を強化すること。
- 12.** 交番所の統合整備にあたっては、府警察本部・警察署との連携によりパトカーの機動的な出動や警ら活動をより強化すること。
- 13.** 青色防犯パトロールの運行をはじめ、地域の安心・安全のために実施される防犯活動に対し、一層の財政支援を行うこと。
- 14.** 交通安全教室や講習会など交通安全教育をより一層推進するとともに、車両運転時の携帯電話等の使用・操作など、危険な運転に対する指導取締りを強化すること。
- 15.** 自転車利用の安全を図るため、関係機関との連携のもと、自転車走行レーンの設置、交差点の改良、子ども・高齢者などへの安全運転教育の充実等、総合的な自転車利用の安全施策を講じること。
- 16.** 子どもが安心して生活できる地域づくりを推進するため、警察、学校、地域との連携のもと、犯罪が発生しやすい区域や通学路、危険箇所の実効性ある総点検を実施し、スクールガードの配置や防犯カメラの設置等、地域の特性に応じた体制整備を図ること。
- 17.** いじめ対策として、児童支援専任教諭等を配置し、カウンセリング事業の一層の拡充を図るなど、児童・生徒の視点に立った学校づくりを推進すること。
- 18.** 市町村が行う消防団員の要員確保を支援するため、待遇改善に努めるとともに、地域・職域消防隊の創設など、効果的な支援策を講じること。あわせて、自主防災組織の充実強化を図ること。また、消防団員の国籍条項については実情を踏まえ、その撤廃を図ること。
- 19.** 食の安心安全を確立するため、検査・監視・指導・相談体制等、総合的な対策を拡充すること。あわせて、地産地消を推進する施策を講じること。

教育と文化の輝く京都



1. 私立高等学校あんしん修学支援制度については、所得基準の対象をさらに拡充するとともに、他府県に通学する生徒についても対象範囲を拡大するよう努めること。
2. 私立幼稚園・学校の施設耐震化においては、その診断・改修等を積極的に支援し、子ども・児童生徒の安心安全を確保すること。
3. 民族学校等の在日外国人学校に対する助成措置の充実に一層努めるとともに、施設の耐震化においても、その支援を図ること。
4. 定時制・通信制の再編整備については、多様な教育の観点からそのニーズを的確に捉え、生徒の希望や可能性を最大限生かせるようにすること。
5. 教職員の資質向上を図るため、養成から研修に至る総合的で一貫性のある取組を推進すること。あわせて、教職員の事務負担を軽減するため、事務作業の効率化・簡素化などに取り組むこと。
6. 「文字・活字文化振興法」にもとづき、図書館の整備及び図書館司書または司書教諭の配置を促進すること。
7. 子どもの健康増進と体力向上のため、栄養教諭の配置を拡充し、食育の充実を図ること。また、学校給食における地産地消を推進すること。
8. プレスクール事業の実施においては、家庭や幼稚園・保育園との連携を密にしながら推進を図り、小1プロブレムの解消に努めること。また、小・中連携の強化により、中1ギャップの解消への取組を拡充すること。
9. 特別支援学校の教育内容については、生徒の状況に応じ、パソコンを取り入れた事業やクラブ活動の実施等、充実したものとすること。
10. 特別支援教育の核となる、特別支援教育コーディネーターを全校に配置するなど、充実した人員配置を行うこと。また、マルチメディア・デイジー教科書の導入を推進するなど、教育環境の整備に取り組むこと。あわせて、発達障がいのある児童生徒にきめ細やかな支援体制を整備すること。
11. 医療的ケアを必要とする児童生徒が、地域の学校で学習することができるよう、看護師の配置を支援すること。
12. 学校施設整備においては、環境にやさしいエコ化、情報化社会に対応したICT化を推進すること。
13. 学校教育における防災・キャリア・司法・国際理解等、各種の教育を通じて、児童生徒が安全や健康、社会生活に不可欠な知識や知恵を身につけることができる教育を推進すること。

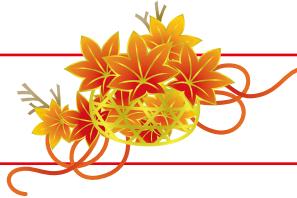
- 14.** 青少年保護のため、事業者との連携も図りながら、フィルタリング等の強化やスマートフォンへの対応に努めること。あわせて、情報リテラシー教育などを通じて、児童生徒の情報活用力を向上していく取組を拡充すること。
- 15.** 不登校支援においては、学びアドバイザーの拡充や心の居場所サポーターの配置を推進し、子どもが生き生きと登校できる環境整備を図ること。
- 16.** ひきこもり対策においては、アウトリーチ型支援、家族へのサポートなど、学校や関係団体とも連携を図りつつ、相談・支援体制を拡充すること。
- 17.** 一般就労が難しく、従来の福祉政策の対象とならない長期の引きこもりや不登校等の若者のため、社会的な自立への支援を組み込んだ就労、いわゆる「中間的就労」の場を、企業・団体とも連携を図りながら開拓するなどして支援すること。
- 18.** 文化・芸術に係る鑑賞機会を拡大するため、公演の充実を図るとともに、その活動や人材育成への支援を拡充すること。

環境先進の京都



- 1.** 電力多消費型経済からの脱却を図るため、家庭における省エネ家電への買い替えや住宅工事改修の促進、企業における省エネ・節電を支援するための補助制度導入などの施策を推進すること。
- 2.** 太陽光発電の一般家庭における普及については、国及び府内市町村の助成策との整合性を図り、補助金、低利融資、利子補填など各種助成を拡充し普及拡大に取り組むこと。
- 3.** 電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド車(PHV)の普及促進を図るとともに、充電設備の拡充や情報発信などEV・PHVタウンにふさわしい環境整備に取り組むこと。
- 4.** 府立施設等において、太陽光発電、LED、ビオトップ、グリーンカーテンなどの積極的な導入支援を推進すること。あわせて、こうした取組を環境教育・環境啓発にも活用すること。
- 5.** 京都版CO₂排出量取引制度については、普及啓発、相談助言、マッチングの拡充を図り、制度の活用を推進すること。
- 6.** 地域やNPO等による小水力発電の導入は、「エネルギーの地産地消」や環境教育に資する取組であり、これを積極的に支援すること。あわせて、府有資産・施設を活用した府による主体的な取組も行うこと。
- 7.** 都市部の緑を増やす数値目標を設定し、街路樹、公園植樹、ビルの屋上・壁面の緑化など都市緑化事業、雨水利用システムの導入等、ヒートアイランド対策を充実すること。
- 8.** 緑の公共事業等により、森林整備を積極的に推進するとともに、京都モデルフォレスト運動による森林保全、ウッドマイレージCO₂認証制度の普及による消費拡大を促進すること。

平和・人権の京都



1. 人権を尊重する家庭教育や学校教育、企業内研修などを促進するとともに、地域の協力のもと、女性・子ども・高齢者・障がい者に対する人権侵害を防ぐこと。また、シェルターの確保とともに相談体制の充実と被害者支援に努めること。
2. 性的マイノリティーの人々への偏見・差別を無くし、理解を深める啓発活動を行うとともに、人権相談体制を強化すること。
3. 犯罪被害者支援体制の強化を図るため、相談窓口の設置と対応能力向上に係る研修の充実、府民への広報周知を行うとともに、関係機関への支援策を拡充すること。
4. 矯正施設退所後の障がい者・高齢者に対する福祉的支援については、地域生活定着支援センターの機能拡充を図るとともに、支援体制の充実と受入先確保のため、関連機関との連携を促進すること。
5. 留学生の受け入れ環境整備を図るため、住宅確保や生活相談体制の整備について取り組むとともに、日本・京都での就労を支援すること。
6. 外国籍府民の人権擁護に取り組むとともに相談体制の拡充や支援策の充実を期すこと。外国籍府民子弟の教育についても、適切な教育環境を整備すること。





住みよい京都づくり

- 1.** 広域道路網整備及び主要地方道、一般府道の改良整備などの道路整備事業は府民要望の最も強いものであり、工事着工区間の早期供用開始とともに、計画区間の早期事業化を図ること。あわせて、無事故の工事となるよう安全対策を強化すること。
 - ① 雪寒地域道路事業の促進。
 - ② 市街地主要地方道、生活道路の部分拡幅(交差点右左折車線確保)。
 - ③ 歩道整備の促進及び道路標識の改良・整備の促進。
 - ④ ライフラインの共同溝化・電線地中化を計画的に推進。
- 2.** 道路の維持改修にあたっては、地球温暖化・気候変動・地域環境を考慮し、保水性、透水性、騒音対策などに適した多様な舗装を一層促進すること。
- 3.** 淀川水系の総合的な洪水対策の強化については、下流洪水時には瀬田川洗堰の全閉を前提とし、整備を急ぐこと。
 - ① 危険度の最も高いとされる桂川においては、堤防強化など、河川整備を早期に促進すること。
 - ② 宇治川については、堤防強化や河道掘削工事を進める際に、観光や漁業に配慮すること。天ヶ瀬ダム再開発後は大戸川ダムの効果を検証すること。
 - ③ 木津川については、危険箇所の整備を早急に実施すること。また木津川流域の天井川の危険箇所を早急に改修すること。
 - ④ 堂ノ川・弥陀次郎川・戦川・古川・井川・名木川など、内水氾濫に対応するため、地元市町と連携し、危険箇所の整備を早急に進めること。
- 4.** 由良川の整備については、決壊箇所の修復と本川工事の早期完成とともに、さらなる安全構築のため、危険箇所の再点検を国と連携しながら行うこと。
- 5.** JR奈良線の複線化事業においては、第2次複線化工事を着実に推進するとともに、全線複線化計画を具体化すること。
- 6.** KTRの活性化については、関係自治体や団体と連携を強化し、上下分離方式の導入や利用者拡大のための取組をさらに推進すること。
- 7.** 府営水道の経営においては3浄水場の設置の背景を考慮し、将来の水需要や設備の更新を踏まえながら、府民が納得できる適切な料金体系を構築すること。

8. 防災・減災の観点から、木造住宅密集地域における老朽住宅の建て替えや不燃化の促進に資する施策を実施すること。

9. 分譲マンション問題に関する相談体制の強化や情報提供・交換のための窓口を設置すること。また、マンション管理士の有効利用を図ること。

10. 府営住宅の施策拡充について

①府営住宅のケア住宅化を進め、高齢者及び障がい者のためにバリアフリー化をより一層促進すること。

②耐震改修事業を早期に完了するとともに、既設府営住宅の改修においては、スーパーリフォームやトータルリモデル事業なども計画的に推進すること。階段室型住宅のエレベーター設置など、質的充実を図るとともに、引き続き府営住宅地内に駐車場の整備を進めること。

③家賃減額措置等を拡充するとともに、子育て世帯、年金生活者の安定居住に向けた支援策を強化できるよう国に求める。府営住宅の照明などの環境整備にあたっては、太陽光パネルやLEDなどを使用するなど、地球温暖化対策に配慮したものとすること。

④府営住宅の指定管理者制度については、住民並びに自治会等に対し制度の丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、住民サービスの向上に資すること。

11. 空き家対策については、空き家の活用促進施策を推進するとともに、老朽空き家の除去など、市長村とも連携を図り課題解決にむけた支援を行うこと。

12. 地籍調査については、土地行政の基礎情報であり、まちづくりや災害復旧などにも資するものであることから、市町村による取組が進捗するよう、より一層の支援を行うこと。

13. 高齢者・障がい者をはじめ府民が安心できるまちづくりをめざし、道路、駅など各種施設のバリアフリー化を市町村・事業者と連携を図り一層促進すること。

14. 高齢者向けのサービス付き住宅については、市町村や医療・社会福祉法人、住宅供給事業者等と連携を図りながら整備を拡充し、居住希望者のニーズに応えていくこと。

15. 交通弱者の移動ニーズに対応するため、コミュニティーバス、乗合タクシー、デマンド型交通、過疎地有償運送など、新たな生活交通システムの導入を促進すること。

16. 買い物弱者対策については、地域の実情を踏まえ、事業者と連携を図りながら、対応策を積極的に講じていくこと。

17. 事業者と連携を図り、府内の地上デジタル放送、携帯電話、光ファイバーなど、難視聴地域・不感地域の解消対策にあたること。特に、防災情報の受信が困難な地域については、最優先で取り組むこと。



- 1.** 社会的・地理的に不利な条件にある、中山間地域における農林業の活性化と振興策の充実のための財政支援を図るとともに、耕作放棄地の再生及び有効活用に取り組むこと。
- 2.** 新規就業者の育成・支援のため、IJUターン等による参入希望者への就業相談や研修支援を強化するとともに、農地確保やビジネス展開など、切れ目のない支援により定着を促すこと。あわせて、農商工連携による農業ビジネスに従事する担い手の育成を図ること。
- 3.** 都市と農村の交流を推進するため、グリーン・ツーリズムの展開に必要な交流拠点や農林漁家民宿等の環境整備を図るとともに、体験型修学旅行の受入に積極的に取り組むこと。
- 4.** 収益性の高い農業経営の確立を図るため、ブランド京野菜や京都肉等、京の特産品の生産振興策を一層強化するとともに、マーケティングや販路拡大などによる流通・消費喚起策などの充実を図ること。
- 5.** 野菜・茶・果樹の健康増進効果などの機能性をはじめ高付加価値化を支援し、優良品目、園地整備など経営支援を充実すること。
- 6.** 日本茶の振興のため、宇治茶の国内外での販売を拡大するとともに、世界文化遺産登録などブランド力向上に向けた取組をより一層強化すること。
- 7.** 府立農業大学校の農学科・研修科のカリキュラム充実に努め、京都府の農業を支える中核的かつ多様な人材を育成すること。
- 8.** 自然に配慮した林道整備の促進、間伐材の有効活用など、府内産木材の一層の利用促進を図ること。
- 9.** 森林保全活動や野生鳥獣害対策などの公共人材や林業事業体の経営力向上を支える人材育成のため、府立林業大学校の充実に努めること。
- 10.** ますます深刻化する野生鳥獣被害対策については、防護ネットの整備などハード対策とともに、野生鳥獣のえさ場・隠れ場・棲家とならない集落づくりなどソフト対策に強化すること。あわせて、鹿肉・猪肉の有効活用や地域の特産品化などに取り組むこと。
- 11.** ナラ枯れやマツクイムシなど森林病害虫対策においては、被害の拡大を防ぐため、迅速な対策を講じるとともに、財政支援に取り組むこと。
- 12.** 魅力ある漁村・活力ある漁業づくりのため、「海業」の各種施策を推進し、京都府の漁村・漁業振興を図ること。あわせて、栽培漁業及び内水面漁業の振興を図ること。
- 13.** 豊かな日本海の資源や地理的条件を活用し、力二のブランド力を強化すること。また、トリガイの丹後ブランドを推進し、アワビ、カキ・アサリなどの水産物の生産拡大と普及を促進すること。

公明党
公明党京都府議会議員団